

西宮市 就学奨励金 Q & A (通常学級)

申請について	
Q1	昨年度、就学奨励金を受給していましたが、今年度も申請は必要ですか？
A1	毎年度申請が必要となります。
Q2	申請書はどこで入手できますか？
A2	4月に児童・生徒全員に学校から申請書を配布いたします。紛失した際は学校にお申し出ください。
Q3	申請書はどこへ提出すればいいですか？
A3	学校に提出をお願いいたします。
Q4	きょうだいで申請したいのですが、申請書と添付証明書はそれぞれ必要ですか？
A4	きょうだいそれぞれご提出が必要となります。(添付証明書はコピー可となります。)
Q5	申請書の受付期限はいつですか？
A5	令和6年(2024年)4月30日(火)までに学校にご提出ください。提出が遅れた場合、認定月は学校へ申請書を提出された月からとなります。 転入の場合についても、認定月は学校に申請書を提出された月からの認定となりますので、お早めにご提出ください。
Q6	申請書の提出期限までに添付証明書を用意できません。どうすればいいですか？
A6	申請書のみ先に学校にご提出ください。後日添付証明書が揃いましたら学校へご提出をお願いいたします。
Q7	就学奨励金における世帯とは、どこまでの範囲ですか？
A7	同居の家族及び同一生計の家族となります。同一生計の家族とは、単身赴任等で住民票世帯が別の場合も含まれます。
Q8	年度途中で家計が急変した場合(保護者の死亡、離職、離婚等)、認定されますか？
A8	申請日時点の状況で審査いたします。離職については、雇用保険受給資格証明書等の提出が必要となります。 詳しくは教育委員会学事課までお問い合わせください。(0798-35-3851)
Q9	年度途中ででも申請できますか？
A9	申請していただけますが、認定月は学校へ申請書を提出された月からとなります。
Q10	総所得金額とは？
A10	給与所得(源泉徴収票の「給与所得控除後」の金額)、事業所得(年間収入金額から必要経費を引いた金額)、不動産所得、雑所得等の合計額となります。
Q11	特別な事情の場合、添付証明書は何か必要ですか？
A11	「事件係属証明書」「支援措置申出書」など、各ご事情によって必要書類が異なります。 詳しくは教育委員会学事課までお問い合わせください。(0798-35-3851)
Q12	転入してきました。前市町村で就学奨励金を受給していましたが、申請は必要ですか？
A12	申請いただく必要があります。学校に申請書をご提出ください。
Q13	市内で転校した際は何か手続きが必要ですか？
A13	学校で手続きいたしますので、お手続きは必要ありません。
Q14	現在、就学奨励金を受給しています。来年度に中学1年生になりますが、新入学用品費の申請は必要ですか？
A14	小学6年生時点で就学奨励金を受給されている場合は必要ありません。3月20日頃に新入学用品費をお振込みいたします。 なお、私立中学校及び特別支援学校入学予定者、市外転出予定者は支給対象外となります。
Q15	新小1年生の新入学用品費の申請を行いました。入学後に就学奨励金の申請する必要はありますか？
A15	小学校・義務教育学校の入学予定者で、新入学用品費の入学前支給の申請を行った場合も、改めて申請いただく必要があります。
Q16	申請の理由のうち⑧「経済的な理由によって児童・生徒が就学困難となる特別な事情がある」とは具体的にどのような事情ですか？
A16	「離婚調停中のため配偶者と別居している」「DV避難のため配偶者と別居している」等の特別な事情がある場合、別居している配偶者の所得は0円として所得審査いたします。

西宮市 就学奨励金 Q & A (通常学級)

Q17	年度途中で、特別支援学級から通常学級に転級しました。再度、申請は必要ですか？
A17	通常学級での就学奨励申請が必要となります。
審査について	
Q18	審査結果はいつ頃わかりますか？
A18	年度当初受付分は、6月下旬に学校を通じてご連絡いたします。当初受付分以降の受付分は、学校を通じて順次ご連絡いたします。
Q19	いつの所得を見て審査されますか？
A19	4月から12月中に申請書を提出された場合…前年1月～12月中の所得により審査いたします。 1月から3月中に申請書を提出された場合…前々年1月～12月中の所得により審査いたします。
Q20	離婚調停中で別居していますが、婚姻関係は継続しています。所得は合算されますか？
A20	事件係属証明書等、離婚調停中であることが明らかな場合、別居している配偶者の所得は0円として所得審査いたします。 ただし養育費を受けられている場合等、配偶者から援助を受けている場合は、所得の対象となります。
支給について	
Q21	支給時期はいつ頃ですか？
A21	支給日は年5回（7月下旬、10月下旬、1月下旬、3月中旬、4月中旬）となります。
Q22	通学費について、8月も登校日があるのですが、8月は支給されないのですか？
A22	8月は支給対象外となります。
Q23	修学旅行費の支給はいつになりますか？
A23	修学旅行後の支給になります。支給時期は学校ごとに異なりますので学校へご確認ください。
Q24	就学奨励金の振込口座を変更したいのですが？
A24	学校へご連絡ください。変更手続きのご案内をさせていただきます。
学校徴収金について	
Q25	校外活動費や修学旅行費の積立が事前にあるが、就学奨励を認定されていても支払う必要がありますか？
A25	修学旅行費等の積立についてはお支払いいただく必要があります。（後日、実費負担分の支給があります。Q23参照）
Q26	就学奨励の認定を受けているが、学校徴収金の引き落としが止まりません。なぜですか？
A26	就学奨励の認定を受けられた場合も学校徴収金のお支払いが必要となります。学校教育活動における学用品費などの必要な経費の一部は、就学奨励金として年5回に分けて支給いたします。